



▲ 鹿屋市 菅原神社(荒平天神)

トピックス

かのやKEYパーソン 鹿屋税務署長 小川 久雄 氏に聞く …… 3p

**新型コロナウイルス感染症対策支援
【国の家賃支援給付金】** …………… 6p

CONTENTS

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への支援策	4
鹿児島県 飲食店・宿泊施設感染防止対策支援事業補助金	7
「鹿屋市」の休業協力補助金(2回目)	9
九州経済産業局 米田局長による令和2年7月豪雨災害被災地視察	9
特別利子補給制度について(3年間実質無利子)	10
宇都 健三郎氏が令和2年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰を受賞	
&株式会社宇都電設が健康経営優良法人認定	11
事業承継に特化した2つの融資制度	11
今こそ! BCP《事業継続計画》作成にチャレンジ!	12
働き方改革セミナー	13

事業計画策定支援セミナー	13
小規模事業者持続化補助金・公募中!	14
補助金活用のおすすめ	15
まごころ共済のご案内	15
『令和2年度永年勤続優良従業員表彰式』ご案内	16
記帳代行のご案内	16
会員さんの広場	17
商工会議所LOBO(早期景気観測)調査結果	17
新入職員座談会	18
2020年度 各種検定試験日程	19

かのやKEYパーソン



▲鹿屋税務署長 小川 久雄 氏

【はじめに】

7月の定期異動で出水税務署から参りました。鹿児島県勤務は、種子島署・出水署に続き3署目となります。出身は大分県由布市ですが、家族は熊本市で暮らしております。

【鹿屋の印象】

吾平山上陵をはじめ多くのパワースポットを有する大隅半島の自然とそこに暮らす方々の温かさに感動しています。

また、当地区においては先の豪雨により浸水等の被害が発生したと伺い、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに申告や納税について不安な点がございましたら是非ご相談いただければと思います。

【令和元年10月の消費税制改正について】

皆様ご承知のとおり、昨年の10月からは消費税率10%への引上げと共に消費税軽減税率制度が実施されました。多くの事業者の方が軽減税率制度実施後初めての確定申告となりましたが、概ね円滑に行っていただくことができたと考えています。

鹿屋税務署長 小川 久雄 氏に聞く

また、令和5年（2023）年10月からは、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、課税事業者の方は仕入税額控除の適用を受けるために、原則、帳簿及び「適格請求書」（いわゆるインボイス）などの請求書等を保存していただくこととなります。

今後も、引き続き、鹿屋商工会議所の皆様と緊密な連携を図りながら、各種説明の機会を設け、丁寧な相談に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症に関する対応について】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる皆様には心からお見舞い申し上げます。

これまで国税庁では納税者の皆様が多く来署される令和元年分の所得税等の申告納付期限を本年4月16日まで延長するなど納税者の皆様が不安に思うことなく申告・納付手続きを行っていただけるよう感染拡大防止に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には、納税の猶予制度をご案内するなど迅速にそして丁寧に対応することとしています。

皆様には引き続き感染拡大の防止にご理解とご協力をお願いいたします。

【おわりに】

今後も、鹿屋商工会議所をはじめとした関係団体、地方自治体の皆様方のご協力を賜りながら、国税庁の使命であります適正・公平な課税の実現に向けて取り組んでまいりますのでご協力をお願い申し上げます。



＼おすすめのお所にマルイの醤油・味噌／

商品やおいしいレシピをご紹介します！
くわしくは坪水醸造のウェブサイトへ
<https://tsubomizu-marui.co.jp>

坪水醸造

検索



ウェブサイトはこちら



坪水醸造株式会社

〒893-0001 鹿児島県鹿屋市古前城町5番7号
TEL 0994-42-3177 FAX 0994-42-0292

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への支援策

【国の補助金】

(1) なりわい再建補助金（新グループ補助金）

令和2年7月豪雨において、県の復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

【対象者】

中小企業者、中小企業事業協同組合等（但し、県が「復興事業計画」を策定する必要あり）

【補助率】

中小企業者、中小企業事業協同組合等
最大3/4

※過去に被災、売上減少など一定の要件を満たす場合は、1億円までは定額補助

【上限額】

3億円

【補助対象費目】

施設・設備の復旧費用等

(2) 被災小規模事業者再建事業

（持続化補助金令和2年7月豪雨災害型）

小規模事業者が商工会議所・商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入等の費用を補助します。

【対象者】

県内において令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者

【補助率】

2/3・定額（一定の要件を満たす者）

【上限額】

事業用資産に直接的に被害を受けた直接被災事業者 200万円
間接的な被害（売上減少）を受けた間接被災事業者 100万円

【補助対象費目】

機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費等

【URL】

http://www.shokokai.or.jp/r2_7gou

※詳細はホームページをご覧ください。

【災害貸付】

(1) 日本政策金融公庫による令和2年7月豪雨特別貸付

【対象者】

- ① 災害救助法の適用を受けた県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- ② 直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者

- ③ 上記①・②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）

【金利】

対象者①…当初3年間：基準利率（災害）▲0.9%

（▲0.9%の限度額：国民生活事業 3千万円
中小企業事業 1億円）

※4年目以降及び上記限度額を超える分
基準利率（災害）▲0.5%（金利引下げは、市町村長等から事業所又は主要な事業用資産に係る被害の証明が必要）

対象者②…基準利率（災害）：

国民生活事業 1.36%

中小企業事業 1.11%

※令和2年9月1日時点、貸付期間5年の場合

対象者③…基準利率：国民生活事業 1.91%

中小企業事業 1.11%

※令和2年9月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。

【貸付期間】

運転資金：15年以内、設備資金：20年以内（うち据置期間：5年以内）

【限度額】

対象者①及び②：

国民生活事業 6千万円（上乗せ）

中小企業事業 3億円（別枠）

対象者③：

国民生活事業 4.8千万円（別枠）

中小企業事業 7.2億円（別枠）

(2) 日本政策金融公庫国民生活事業による

令和2年7月豪雨災害マル経

【対象者】

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者で下記のいずれかに該当する者。

① 災害救助法が適用された県に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨災害による直接被害を受けた者のうち、罹災証明書、被災証明書等を提出できる者。

② ①の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者。

【貸付限度額】

マル経資金2,000万円とは別枠で、1,000万円以内

Marujin 丸紅塵芥清掃 株式会社

お見積り無料!! お気軽にお電話下さい。

☎(0994)43-0110

〒893-0067 鹿屋市大浦町13451-1

FAX (0994)43-0171

<http://www3.synapse.ne.jp/marujin/>

☑ でのお問い合わせも受付中!!

(貸付期間)

運転資金：7年以内（据置1年以内）
設備資金：10年以内（据置2年以内）

(金利)

下記のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.21%、令和2年9月1日現在）より利率を引き下げます。

- ①災害救助法が適用された県に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨災害による直接被害を受けた者のうち、罹災証明書、被災証明書等を提出できる者は、1,000万円以内、当初3年間…「経営改善利率▲0.9%」。
- ②①の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者は、1,000万円以内、当初3年間…「経営改善利率▲0.5%」。

(担保条件)

無担保・無保証人

(3)信用保証制度（セーフティネット保証4号）

(対象者)

- ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市町村長の認定が必要）
上記、①・②の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

(保証限度額)

無担保：8,000万円、最大2億8,000万円
（※一般保証と別枠で融資額の100%を保証）

(保証利率／保証期間)

鹿児島県信用保証協会所定の利率／期間

(保証人)

原則として第三者保証人は不要

(4)信用保証制度（災害関係保証）

(対象者)

令和2年7月豪雨により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた方（市町村等が発行する罹災証明書が必要になります）。

(保証限度額)

無担保：8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証及びセーフティネット保証4号と別枠で融資額の100%を保証
（一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円）

(保証利率／保証期間)

鹿児島県信用保証協会所定の利率／期間

(保証人)

原則として第三者保証人は不要

(5)小規模企業共済制度の特例災害時貸付

(対象者)

特例災害時貸付：

令和2年7月豪雨により災害救助法適用地域内に所有する事業資産に直接被害を受けた貸付資格を有する共済契約者

災害時貸付：

令和2年7月豪雨の影響により1ヶ月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる貸付資格を有する共済契約者

(貸付利率)

特例災害時貸付：無利子／災害時貸付：年0.9%

(貸付限度額)

特例災害時貸付：

2千万円（但し、共済契約者が納付した掛金の総額の7割～9割の範囲内）

災害時貸付：

1千万円（但し、共済契約者が納付した掛金の総額の7割～9割の範囲内）

(償還期間)

特例災害時貸付：

貸付金額が500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

災害時貸付：

貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年

(償還方法)

特例災害時貸付：

6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

災害時貸付：

6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

(担保・保証人)

特例災害時貸付：不要

災害時貸付：不要

(6)被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

(対象者)

令和2年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

『電球1個から』



株式会社 宇都電設

〒893-0015 鹿児島県鹿屋市新川町5481
TEL 0994-(42) 5855 FAX 0994-(42) 5880
HP <http://utoden.biz/>

新型コロナウイルス感染症対策支援 【国の家賃支援給付金】

国の家賃支援給付金の申請受付が開始されました

家賃支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした5月の緊急事態宣言などにより、売上の減少に直面する皆様の事業の継続を支えるため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、賃借人（借主）である事業者に対して給付金を給付します。

給付額

中小法人は最大**600万円**以内、
個人事業者は最大**300万円**以内を一括支給。
※ただし、申請日の直前1ヶ月以内に支払った月額賃料をもとに算出された金額。

《家賃支援給付金の算定方法》

【中小法人の場合】

- ① 1ヶ月の支払賃料が75万円以下の場合…
（直近の支払賃料×2/3）×6ヶ月
 - ② 1ヶ月の支払賃料が75万円超の場合…
50万円＋（直近の支払賃料の75万円からの超過分×1/3）×6ヶ月
- ※但し、月額の上限は100万円

【個人事業者の場合】

- ① 1ヶ月の支払賃料が37.5万円以下の場合…
（直近の支払賃料×2/3）×6ヶ月
 - ② 1ヶ月の支払賃料が37.5万円超の場合…
25万円＋（直近の支払賃料の37.5万円からの超過分×1/3）×6ヶ月
- ※但し、月額の上限は50万円

給付対象の主な要件

（※詳細は、申請要領等をご確認下さい）

1. 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
2. 2019年12月31日以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある方。
3. 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、以下のいずれかにあてはまること。
 - ① いずれか**1ヶ月の売上**が前年の同じ月と比較して**50%以上減少**している
 - ② **連続する3ヶ月の売上の合計**が前年の同じ期間の売上の合計と比較して**30%以上減少**している
4. 他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いを行っていること。

申請期間

令和3年1月15日（金）24時（送信完了）まで

申請方法（下記の手順で申請できます）

家賃支援給付金の申請用ホームページ
（<https://yachin-shien.go.jp>）からの電子申請

※電子申請が困難な方は、申請サポート会場が設置されていますので、ご利用下さい。
（鹿屋商工会議所ビル2階にも申請サポート会場が設置されています。）

《家賃支援給付金の申請手順》

- ① 家賃支援給付金の申請用**ホームページ**へアクセスします（※スマホでもできます）

家賃支援給付金 検索

- ② 申請ボタンをクリックして、**メールアドレスなどを入力**します

- ③ 入力したメールアドレス宛にメールが届いていることを確認し、メールに従って**登録作業**を続けます

- ④ ID・パスワードを入力すると**（マイページ）**が作成されます

《マイページより申請の手続きを行います》

- ・ 個人（法人）の基本事項と連絡先
- ・ 売上額
- ・ 口座情報 等を入力

- ⑤ 申請に必要な**書類を添付**

- ・ 確定申告書類等の写し
- ・ 売上減少となった月の売上台帳の写し
- ・ 振込口座の通帳の写し
- ・ 個人事業者は身分証明書の写し
- ・ 賃貸借契約書の写し
- ・ 賃料の支払い実績を証明する書類

※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影を！）

申請（完了）

申請に必要な主な添付書類等

（※保存データ形式は、PDF、JPG、JPEG、PNGのいずれか）

- ① 2019年分の確定申告書第一表の控え（原則、收受日付印を押印）、及び決算書の控え 等
※法人は対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え（原則、收受日付印を押印）及び法人事業概況説明書の控え 等
- ② 申請に用いる売上が減少した月もしくは期間の売上台帳 等
- ③ 賃貸借契約書の写し、直前3ヶ月間の賃料の支払い実績を証明する書類
- ④ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（法人は法人名義の通帳の写し）
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等、身分証明書の写し）…個人事業者のみ

お問合せ

- ◆コールセンター …0120-653-930
〔平日・日曜日 8:30～19:00〕
- ◆サポート会場予約…0120-150-413
〔土・日含む 9:00～18:00〕

鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業補助金

《感染防止対策物品の購入等補助金》

【事業の目的】

来店客が食事中にマスクを外さざるを得ない等のため、他の業種よりも感染リスクの高い飲食店においては、鹿児島県が示す取組例や業界団体のガイドラインを基に感染防止対策を徹底する必要があります。そこで、飲食店が感染防止対策物品の購入等を行う経費を助成することにより、飲食店における新しい生活様式を図ることを目的とします。

【補助金対象者】

補助金の交付の目的となる飲食店を営む法人又は個人。
※対象となる飲食店の範囲についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【補助率及び補助上限額】

- ・補助率…10/10以内
- ・補助上限額…1店舗あたり上限10万円（10万円×店舗数）

【補助対象経費】

物品購入費又は外注費（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日（水）から令和2年10月31日（土）までの間に購入又は実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの。（対象となる経費についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。）
※物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

【申請に必要な書類】

- ①申請書類送付状
 - ②補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
 - ③食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証（写し）
 - ④領収書やレシート等の購入明細の分かる書類（写し）
 - ⑤県からの振込先口座の通帳（写し） ※法人の場合は法人の口座
- ※申請に必要な書類についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【申請期間】

令和2年8月24日（月）から令和2年11月2日（月）まで（当日消印有効）

【申請方法】

簡易書留やレターパックなど（申請者が郵便物の到着を確認できる方法）による郵送
※封筒には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入下さい。送料は申請者による負担となります。

【宛先】

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1
鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

【問い合わせ先】

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 099-213-9192



▲鹿児島県のホームページ

《飲食店のキャッシュレスの導入補助金》

【事業の目的】

来店客が食事中にマスクを外さざるを得ない等のため、他の業種よりも感染リスクの高い飲食店においては、鹿児島県が示す取組例や業界団体のガイドラインを基に感染防止対策を徹底する必要があります。そこで、飲食店が感染防止に効果的なキャッシュレス決済手段を導入する経費を助成することにより、飲食店における新しい生活様式の徹底を図ることを目的とします。

【補助金対象者】

補助金の交付の目的となる飲食店を営む法人又は個人。
※対象となる飲食店の範囲についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【補助率及び補助上限額】

- ・補助率…4/5以内
- ・補助上限額…1事業者あたり上限20万円

【補助対象経費】

決済端末等又は、事前注文・決済システムの導入費用（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日（水）から令和2年10月31日（土）までの間に購入し、かつ同日までに支払いがなされたもの。（対象となる経費の詳細については、補助金申請要領にてご確認ください。）
※物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

【申請に必要な書類】

- ①申請書類送付状
 - ②補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
 - ③食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証（写し）
 - ④領収書やレシート等の購入明細の分かる書類（写し）
 - ⑤県からの振込先口座の通帳（写し） ※法人の場合は法人の口座
- ※申請に必要な書類についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【申請期間】

令和2年8月24日（月）から令和2年11月2日（月）まで（当日消印有効）

【申請方法】

簡易書留やレターパックなど（申請者が郵便物の到着を確認できる方法）による郵送
※封筒には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入下さい。送料は申請者による負担となります。

【宛先】

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1
鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

【問い合わせ先】

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 099-213-9192



鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業補助金

(小規模支援事業)

【事業の目的】

新型コロナウイルス感染拡大と経済活動の両立を図るため、県内の宿泊事業者を対象に、安心安全確保のための取組や新型コロナウイルス収束後の事業回復を見据えた取組に対して支援を行うことを目的とします。

【補助金対象者】

補助金の交付の目的となる宿泊施設を経営するもの。
※対象となる宿泊施設の範囲についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【補助率及び補助上限額】

- ・補助率…10/10以内
- ・補助上限額…1施設あたり上限40万円

【補助対象経費】

物品購入費又は外注費（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日（水）から令和2年10月31日（土）までの間に購入又は実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの。（対象となる経費についての詳細は補助金申請要領にてご確認ください。）

※物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

【申請に必要な書類】

- ①申請書類送付状
- ②補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
- ③旅館業法営業許可書（写し）又は、住宅宿泊事業法に係る届出番号を確認できる書類（写し）
- ④領収書やレシート等の購入明細の分かる書類（写し）
- ⑤県からの振込先口座の通帳（写し） ※法人の場合は法人の口座

※申請に必要な書類についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【申請期間】

令和2年8月24日（月）から令和2年11月2日（月）まで（当日消印有効）

【申請方法】

簡易書留やレターパックなど（申請者が郵便物の到着を確認できる方法）による郵送

※封筒には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入下さい。送料は申請者による負担となります。

【宛 先】

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1 鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

【問い合わせ】

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局
099-213-9192
〈9:00~17:00（土日祝除く）〉

(大規模支援事業)

【事業の目的】

新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、県内の宿泊事業者を対象に、安心安全確保のための取組や新型コロナウイルス収束後の事業回復を見据えた取組に対して支援を行うことを目的とします。

【補助金対象者】

補助金の交付の目的となる宿泊施設を経営するもの。
※対象となる宿泊施設の範囲についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【補助率及び補助上限額】

- ・補助率…4/5以内
- ・補助上限額…1施設あたり下限100万円～上限500万円（事業費：下限125万円～）

【補助対象経費】

施設等改修費（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）までの間に改修等を実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの。（対象となる経費についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。）

※物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

【申請に必要な書類】

- ①申請書類送付状
- ②補助金交付申請書（第1号様式）
- ③補助事業内容が確認できる書類（ホームページやカタログの写し、仕様書、図面 等）
- ④旅館業法営業許可書（写し）又は、住宅宿泊事業法に係る届出番号を確認できる書類（写し）
- ⑤履歴事項全部証明書（法人）
- ⑥直近期の決算書（法人）／直近の確定申告書（個人）
- ⑦見積書等の施行金額が確認できる書類
- ⑧施行場所の写真（施工後の場合は、施工後の写真）
- ⑨納税証明書（県税未納なし）

※申請に必要な書類についての詳細は、補助金申請要領にてご確認ください。

【申請期間】

令和2年8月24日（月）から令和3年1月15日（金）まで（当日消印有効）

【実績報告書提出期間】

令和2年8月24日（月）から令和3年3月1日（月）まで（当日消印有効）

【申請方法】

簡易書留やレターパックなど（申請者が郵便物の到着を確認できる方法）による郵送

※封筒には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入下さい。送料は申請者による負担となります。

【宛 先】

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1
鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て



HONDA

Honda Cars 鹿児島東

鹿児島県鹿屋市笠之原町2038-1

鹿屋中央店 TEL.0994-43-4193

鹿児島県志布志市志布志町安楽207-1

志布志店 TEL.099-472-4590

【「鹿屋市」の休業協力補助金(2回目)】

「鹿屋市」の休業協力補助金の申請手続きはお済みですか

休業協力補助金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、鹿児島県知事からの休業要請（令和2年7月8日～7月21日）にご協力をいただき、県の休業協力金を受給された鹿屋市内に店舗を有する事業者に対し、鹿屋市新型コロナウイルス感染症対策休業協力補助金を交付します。

協力補助金の金額

中小企業（法人）は10万円

個人事業主は5万円

※鹿屋市に複数店舗を有する事業者には5万円を上乗せします。

支援の対象

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金を受給（振込入金確認）された事業者のうち、鹿屋市内に鹿児島県休業協力金の交付対象となる店舗を有する事業者。

申請先

〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1

鹿屋市役所 商工振興課 休業協力金担当宛て

※封筒には、宛先のほか、「休業協力補助金申請書 在中」とご記載下さい。

申請締切

令和2年9月30日（水）まで（※当日消印有効）

申請方法

「鹿屋市商工振興課休業協力金担当」まで申請書類を簡易書留もしくはレターパックにて郵送。

主な申請書類

①申請書類…チェックシート／申請書兼請求書〔1号様式〕／誓約書〔2号様式〕

②通帳の表面及び見開き1ページ目、県の休業協力金の入金確認できるページ

※鹿児島県休業協力金を受領した申請人名義の同一口座

③確定申告書の写し（鹿児島県休業協力金の申請時に提出したものと同一書類）

※前回の鹿屋市休業等協力補助金を申請された方は、この書類の添付は省略できます。

◆申請書類は、鹿屋商工会議所にもございます

お問合せ先

鹿屋市 農林商工部 商工振興課

TEL: 0994-31-1164

九州経済産業局 米田局長による令和2年7月豪雨災害被災地視察

8月6日（木）、九州経済産業局 米田 健三 局長が令和2年7月豪雨災害の被災地を視察されました。

当所にて地域の被災状況などの報告を受けたのち、鹿屋市新川町のイタリア料理店のSenti.Uと鹿児島中央青果(株) 鹿屋支店を現地訪問しました。

米田局長は実際の被災状況を目の当たりにし驚かれた様子で、熱心に被災状況の説明を受けていらっしゃいました。

今回の視察をもとに、「今後も様々な施策で被災者の皆様の支援を行っていきたい」と心強い言葉をいただきました。



△被災の様子を伝えるSenti.U 内田代表（写真右）と、状況を確認する米田局長（写真中央）



大瀧酒造株式会社

〒893-0016 鹿児島県鹿屋市白崎町21番1号
TEL 0994-44-2190(代) FAX 0994-40-0950

●お酒は20歳になってから。●お酒は楽しく適量を。●妊娠中・授乳期の飲酒はお控えください。●飲酒運転は法律で禁止されています。

特別利子補給制度について(3年間実質無利子)

本制度は、一定の要件のもと、公的金融機関による新型コロナ特別貸付を実質的に無利子化することで、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者の資金繰りを支援することを目的としており、事業者が貸付を受けた日から起算して**最長3年間にわたる利子相当額を一括で助成するものです。**

◇助成対象となる貸付制度

以下の公的金融機関の貸付制度を助成対象とします。

日本政策金融公庫	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(マル経)(新型コロナウイルス感染症関連) ・生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(新型コロナウイルス感染症関連)
商工中金	・新型コロナウイルス感染症特別貸付※中小企業向け制度に限る
日本政策投資銀行	・危機対応業務(危機対応融資)

※上記のほか、沖縄公庫の制度等が対象となります。

◇助成の対象となる売上高の要件

	事業規模	
1	個人事業主のうち小規模事業者	要件なし
2	法人事業者のうち小規模事業者	新型コロナ特別貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月、その翌々月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して15%減少※
3	事業性のあるフリーランス	要件なし
4	中小企業者等 (上記1、2、3以外の事業者)	新型コロナ特別貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月、その翌々月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して20%減少※

※業歴が1年1ヶ月以上か未満かにより、売上高減少率の算出方法は異なります。詳細は中小機構の手引きをご覧ください。

◇提出する申請書類

①特別利子補給助成金交付申請書及び請求書 ②誓約書・同意書 ③申告書

上記の書類及び事務局あての専用封筒は貸付を受けた公的金融機関より配布されます。(既に貸付を受け、対象となる方を含む)

◇申請方法

申請書類に必要事項をご記入の上、事務局あて専用封筒に封入し、投函してください。

尚、電子申請につきましては現在準備中です。(9月1日現在)

◇申請期限

令和3年12月31日(金)(当日消印有効)

◇郵送先及び問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症特別利子補給事務局

〒270-1176 千葉県我孫子市柴崎台 1-14-1 富士ソフトビル2F

電話番号: 0570-060515 (平日・土日祝日 9時~17時)

nボク 農業用諸機械

株式会社 三木商会

〒893-0009

本社 鹿児島県鹿屋市大手町12-1

TEL (0994)43-4178

FAX (0994)44-9371

持続化給付金の申請代行を承ります。

日本行政書士連合会は、中小企業庁から持続化給付金に係る申請のサポートをするよう要請を受けており、経済産業省からは、報酬を得て本申請を代理・代行できるのは、行政書士のみであるとの確認も得ています。

特に、代理・代行に際しては、行政書士のメールアドレスを用いて申請できますので、コンピューターに不慣れな事業主様も心配いりません。

なお、**持続化給付金を装った詐欺にはくれぐれもご注意ください。**

変だと思ったら、0570-783183(中小企業金融・給付金動産窓口)

または、最寄りの警察(44-0110)又は#9110(相談専用)

ご相談の際は、①確定申告書類の控え(収受印のあるもの)、②50%以上の売り上げ減少となった月の売上台帳及び前年同月の売上台帳、③事業で使用している通帳(表紙及び口座番号等記載のページ)、④身分証明書、⑤法人の場合は、法人登記簿の写しをご持参ください。

PDFを作成しますので、⑤を除き、原本をお持ちください。

報酬は、給付額の4%(税別)です。(入金確認後、お支払いください。)

鹿児島県行政書士会会員 寺岡行政書士事務所

行政書士 寺岡 正 善 (45-5539)

鹿屋市田崎町2815番地(セブンイレブン前)

宇都 健三郎氏が 令和2年建設事業関係功労者等 国土交通大臣表彰 を受賞

& 株式会社 宇都電設が 健康経営優良法人 認定



宇都 健三郎氏

株式会社宇都電設 代表取締役社長 宇都健三郎氏（当所副会頭）が令和2年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰を受賞されました。

この賞は、建設事業関係功労者及び優良団体に対して贈られるもので、この度は「多年電気工事業に精励するとともに関係団体の役員として地方業界の発展に寄与した。」との表彰理由でした。なお、今回の鹿児島県での受賞者は6名でした。

また、株式会社宇都電設様は、鹿児島県内の電気工事業者としては初めて「健康経営優良法人2020」に認定されました。宇都社長は以前から従業員の健康に関しては意識されていたとのことですが、今回自らが模範となるべくウォーキングを始め、10カ月で10kgの減量に成功されたとのこと。

更に、会社で万歩計を購入・支給し歩数競争を行うことで、従業員の健康に対する意識が変わったように感じるとのこと。

今後に関しては、健康経営を通じて、社員も会社も末永く心身ともに健康にしていきたいとのことでした。

※健康経営優良法人認定制度…健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標とするもの。

鹿児島県信用保証協会からのご案内

事業承継をお考えの方必見！事業承継に特化した2つの融資制度

県融資制度 事業承継対策資金

保証限度額 運転・設備資金3,000万円

◆特徴

- ・親族内承継から第三者承継、M&Aまで事業承継に関する様々な資金に対応
- ・事業承継後であってもご利用が可能

◆概要

保証期間(据置期間)	運転資金	7年以内(24月以内)
	設備資金	10年以内(36月以内)
貸付利率	年1.7%~年2.3%	
信用保証料率	年0.13%~年1.58%(※)	

全国統一保証制度 事業承継特別保証

保証限度額 事業資金2億8,000万円

◆特徴

- ・経営者の保証が不要
- ・既存のプロパー借入金(個人保証有り)の借換えが可能
- ・事業承継後であっても事業承継前の借入金であれば借換えが可能

◆概要

保証期間(据置期間)	一括弁済	1年以内
	分割弁済	10年以内(12月以内)
貸付利率	金融機関所定の利率	
信用保証料率	年0.45%~年1.90%(※)	

(※) 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合など一定の要件を満たすことにより、信用保証料率を更に引き下げる制度があります

詳しくは、ホームページにてご確認ください 【お問合せ先 経営・承継支援課 ☎099-223-0274】



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会



TATARA ARCHITECTS & ASSOCIATES OFFICE

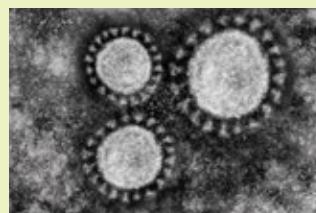
株式会社 鑑建築設計事務所

〒893-0013 鹿児島市札元2丁目3692-10 SRマンション3F TEL: 0994-42-2168 ホームページ <http://www.tatara-sekkei.com>

- ・併設の食堂にて、毎日無料朝食サービス付き！
- ・キッチン完備。バス・トイレ別で合宿や長期出張に最適！
- ・パーティールーム、会議室整備。
会議や食事会に是非ご活用ください。厨房設備がついて
いますので、合宿の際の夕食作りにも便利です。
- ・お食事処「VistaMare358」も併設しています。
- ・鹿児島市札元に「アパートメント型宿泊施設SRマンション」
の運営もしております。お問い合わせはお気軽に。

今こそ！BCP《事業継続計画》作成にチャレンジ！

鹿屋市内でも、7月豪雨による浸水や土砂崩れによる被害の発生や新型コロナウイルス感染者が確認されるなど企業のBCP作成の必要性が今まで以上に高まっています。



BCP（事業継続計画）とは

企業が自然災害、事故、新型インフルエンザなどの疫病、システム障害、テロ攻撃等の危機的状況下に置かれた場合に

- ①企業の損害を最小限にとどめ、
 - ②重要な業務の継続と早期の復旧を可能とするための方策を
- 平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

《BCP作成のメリット》

実際、BCPを作成した企業からは以下のような効果があったと報告されています。

- ①取引先との契約維持や新たな顧客の開拓のための差別化のツールとなる
- ②取引先や金融機関の自社に対する信頼の向上につながる
- ③従業員の安心感・信頼感・帰属意識の向上につながる
- ④地域から会社に対する信頼感が高まる
- ⑤対策を図ることで、各業務の改善点が見いだされ、業務の効率化やマニュアル化が図られる。

《BCP作成の流れ》

- ①BCP策定の目的や基本方針を定めましょう。
- ↓
- ②自社にとっての重要商品は何かを把握しましょう。
- ↓
- ③緊急時の被害状況（インフラへの影響、会社への影響など）を想定してみましょう。
- ↓
- ④重要商品・サービス提供のための対策（事前）を経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）ごとに考えてみましょう。
- ↓
- ⑤緊急時における体制を考えてみましょう。
 - (i) 当日（初動対応）
 - (ii) 数日（復旧に向けた対応）
 - (i) と (ii) に分けて体制づくりを行いましょう。
- ↓
- ⑥BCPを運用してみましょう。
 - (i) まずは社内でBCPの重要性が伝わること、進捗状況が社内全体に周知されていることが重要です。
 - (ii) 時の経過とともに計画が、実際の状況にそぐわないものとなる場合が生じます。

BCPの実効性を保つため、BCP見直しの基準を設け、定期的に見直すことが必要です。

詳しくは、中小企業庁ホームページwww.chusho.meti.go.jpをご活用下さい。また、当所では事業継続計画作成の支援を行っております。お問い合わせは当所 振興課（42-3135）まで。



地元生まれ、地元で育ち、地元へ貢献する。

鹿児島総合警備



鹿屋支店

〒893-0015 鹿屋市新川町600 鹿屋商工会議所会館5階
TEL. 0994-40-0006 FAX. 0994-40-0017

制度改正に伴う専門家派遣等事業

コロナ時代に求められる働き方改革セミナー

2020年4月より、中小企業も『働き方改革関連法』の対象となっていますが、対応に苦慮されていらっしゃる事業所も多いのではないのでしょうか。

本セミナーでは、『働き方改革関連法』の全体像や対応のポイント、コロナ時代に求められる労務管理のほか、助成金等について説明します。

全国でも実績のある講師が分かりやすく説明しますので、是非、この機会にご受講ください。

- 【日 時】 令和2年10月15日（木）14:00～16:00
 【会 場】 鹿屋商工会議所 会議室
 【講 師】 株式会社ヒューマンリソースみらい 代表取締役 荒木 康之 氏
 【定 員】 20名
 【受 講 料】 無料
 【申 込 方 法】 同封しております受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
 【お問合せ先】 当所 振興課まで TEL:0994-42-3135 FAX:0994-40-3015

※当日は、新型コロナウイルスの感染症対策を行った上でセミナーを開催致します。
 ※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、オンラインでのセミナーへ切り替える可能性もあります。予めご了承ください。



○講師プロフィール

常に経営者と同じ目線で、理屈や建前ではなく現場を踏まえた本音のアドバイスを提供。全国の商工会議所などで多数の講演実績を持つ特定社会保険労務士。

厳しい環境下を乗り切る!!

事業計画策定支援セミナー

各種補助金
申請時に役立つ!

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、本セミナーでは、これまでの事業で積み上げてきた経験や実績を元に、今後どのように対応していくべきかを考え、事業計画書の策定を通じて、目に見える形に落とし込みます。

今回、全国にて支援実績のある専門家が、事業計画書策定のポイントを押さえながら分かりやすく解説致しますので、是非、この機会にご参加下さい。

- 【日 時】 令和2年10月28日（水）
 セミナー 13:30～16:30
 個別相談 16:30～17:30
 【会 場】 鹿屋商工会議所 研修室
 【講 師】 (株)エイチ・エーエル 東 正博 氏（中小企業診断士）
 【定 員】 20名 [先着順]
 【対 象】 小規模事業者の経営者、経営幹部、管理職の方 等
 【受 講 料】 無 料 [会員・非会員の方問いません]
 【申 込 方 法】 詳しくは、同封しております受講申込書（チラシ）に必要事項をご記入の上、FAX又は電話にてお申込みください。
 【お問合せ先】 当所 振興課まで TEL:0994-42-3135 FAX:0994-40-3015



※当日は、新型コロナウイルスの感染症対策を行った上でセミナーを開催致します。
 ※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、オンラインでのセミナーへ切り替える可能性もあります。予めご了承ください。



株式会社 南日本飲料

鹿屋市川東町7637番地
 ☎0994-42-3038

小規模事業者持続化補助金・公募中!

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

現在、「一般型」と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの「コロナ特別対応型」の2種類があります。

どちらも商工会議所等のサポートを受けながら『経営計画書』及び『補助事業計画書』を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けることができます。

◎補助対象者

補助金の対象となる事業者は、「一般型」と「コロナ特別対応型」共通で、小規模事業者と一定要件を満たす特定非営利活動法人です。

商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）

▶常時使用する従業員の数… 5人以下

サービス業のうち宿泊業・娯楽業及び製造業その他

▶常時使用する従業員の数… 20人以下

◎補助金額の上限・補助率

一般型／補助上限額… 50万円、補助率… 2/3

コロナ特別対応型／補助上限額… 100万円、補助率… 2/3 もしくは 3/4

◎コロナ特別対応型の申請要件

以下の【A】【B】【C】いずれかに合致する投資が補助対象経費の1/6以上ある場合、支援対象となります。

【A】サプライチェーンの毀損への対応 [顧客への製品供給を継続する為の設備投資等]

【B】非対面型ビジネスモデルへの転換 [非対面でサービスを提供する為の設備投資等]

【C】テレワーク環境の整備 [従業員がテレワークを行う環境整備の為の設備投資等]

◎申請締切(令和2年度公募分)

一般型／3回目：令和2年10月2日（金）、4回目：令和3年2月5日（金）※締切日当日の消印有効

コロナ特別対応型／4回目：令和2年10月2日（金）※締切日当日までに要必着

◎ホームページ(公募要領・申請書式はこちらよりダウンロードしてください)

一般型／<https://r1.jizokukahojokin.info/>

コロナ特別対応型／<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

◎当所が発行する様式について(発行に一定の時間を要します)

当所は、支援状況に応じて、申請添付書類である「一般型：事業支援計画書(様式4)」、「コロナ特別対応型：支援機関確認書(様式3)」を発行します。計画書を含む申請書類の確認作業を行う為、発行には一定の時間を要しますので、10月2日（金）締切分に申請をお考えの場合は、余裕を持った日程[概ね2週間前：9月17日（木）迄]に、申請に必要な書類を添えて、当所へご提出ください。

※一般型の様式4の添付は必須、コロナ特別対応型の様式3の添付は任意になります。

〔お問合せ先〕当所 振興課まで TEL：0994-42-3135



補助金活用のススメ～西尾製茶(株)様に伺いました～

「小規模事業者持続化補助金（以下、持続化補助金）」について、実際に採択事業者の西尾製茶 株式会社様（採択当時は個人事業者）より“ナマ”の声を頂戴しました。

◆持続化補助金を活用しようと思ったきっかけについて

ちょうど自社ホームページの改修を考えていたものの、経費の面でどうしようかと悩んでいたところに商工会議所から補助金の案内があったことがきっかけでした。ただ、1度目の申請となったホームページの改修の件は残念ながら不採択になってしまいました。

◆持続化補助金の活用方法

当社では販路開拓のために毎年、アメリカのニューヨーク等でお茶の試飲販売を行っており、なんとか作った英語版のリーフレットを配布しておりましたが反応はイマイチでした。そこで、英語圏で生活しているプロの方にデザイン、そして文章を作成して頂いたリーフレットを作りたいと考え、2度目の申請でリーフレットのリニューアルに試み、実際に作成しました。



▲西尾 仁一 社長

◆申請書類の作成を振り返って

1度目の申請がどうして不採択だったかを考え、具体性と実現可能性、そして他社との差別化を強く意識し、商工会議所の経営指導員の方にアドバイスを頂きながら作成しました。まずは自分の言葉で申請書を書いてみるのが大事だと思います。

◆採択を受けて

リーフレットの効果は抜群でした。極端な話、リーフレットに目を通してもらいさえすれば思いが伝わり、笑顔で「Yes! Yes!」と言っていれば商談が進むレベルでした（笑）

また、コロナ禍で今でこそ少なくはなりましたが、海外からの観光客の方がよく目を通してくださり、インバウンドの需要に応えることができるようになりました。

売上以外の面でも、実際に数字を見て分析することで体感と実際の数字の違いに気づいたり、期待を込めて販売した商品でも実際の販売量が思うようにいってないことを把握できるようになりました。

などなど、とてもメリットを感じるものが大きかったので、今後も機会があれば補助金を積極的に活用できたらいいなと感じております。

小さな掛け金で大きな安心の

まごころ共済

□まごころ共済とは…

人身事故で加害者となった場合に、見舞金費用や香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。まごころ共済は、任意保険でカバーできないこれらの出費を契約者にお支払致します。

〈まごころ共済の特徴〉

- ①事故の際に共済金をご自分（ご契約者）がお受取人になります。
- ②物損事故でもお支払い。
（自分に過失が少しでもあり、相手の損害が20,000円以上の時、任意保険とは関係なく30,000円をお支払いします。）
- ③登録したお車なら年齢条件関係なく家族（法人の場合は従業員）も対象となります。
（それ以外の方でもお名前の登録をされましたら対象になります。※2名まで）

過去3年以内の事故なら今からでも請求可能です！

□安い掛金…普通車1,000円 軽自動車550円(月々)
(年一括払いにすれば2ヶ月分お安くなります。)

※お引き受けできないナンバープレートもあります。(営業用自動車:緑ナンバー・黒ナンバー等)

【お問い合わせ先】当所総務課 県火災共済係まで TEL:0994-42-3135 FAX:0994-40-3015



いつもいつも
ありがとうございます
西文社印刷
SEIBUNSHA PRINTING



本 社 〒893-0013 鹿屋市礼元2丁目3808-6

TEL 0994-43-3094 FAX 0994-43-7172

URL <http://www.k-seibunsha.co.jp> E-mail:info@k-seibunsha.co.jp

支 店 〒899-7103 志布志市志布志町志布志2丁目16番21号

TEL 099-471-1328 FAX 099-471-1329

URL <http://www.k-seibunsha.co.jp> E-mail:sp06@k-seibunsha.co.jp

『令和2年度永年勤続優良従業員表彰式』ご案内

鹿屋商工会議所では、鹿屋市内の事業所等に永年勤続された従業員の方々を対象に、その長年の功績を称え、これを激励すると共に勤労意欲の向上を図ることを目的として「永年勤続優良従業員表彰式」を下記要領により開催致します。鹿屋市内の事業所で、該当される方がいらっしゃいましたら、是非ご活用ください。

1. 表彰式内容

日 時：令和2年11月11日（水） 10時00分～10時50分
会 場：鹿屋商工会議所

2. 事業主負担金

当所会員事業所：被表彰者1名につき 5,500円（税込）
非会員事業所：被表彰者1名につき11,000円（税込）

3. 申込締切日

令和2年10月9日（金）※期日厳守



▲昨年の表彰式の模様

※マスク着用・検温・アルコール消毒液による手指の洗浄・

座席間隔の確保・換気などの新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で開催致します。

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

【お問合せ先】 当所 振興課まで TEL：0994-42-3135 FAX：0994-40-3015

忙しいあなたに代わって
記帳のお手伝い

記帳代行のご案内 ～新規委託先募集中～

商工会議所では、記帳指導の一環として「記帳代行」を行っております。記帳代行とは、日々の記帳処理が困難な小規模事業者に対し、事務の合理化を図るため、当所の会計ソフトで記帳事務を代行するものです。損益計算書・貸借対照表を作成しますので、青色申告特別控除を適用することもできます。また、記帳代行を通じて財務状況が把握でき、経営状態の分析にも役立ちます。



記帳代行ってなにをすればいいの？

営業日報（売上・仕入・経費）を毎日記入していただき、その日報を当所へご提出いただきます。それに基づき、当所記帳指導担当職員が、帳簿（総勘定元帳）の作成を行います。また、毎年度末の確定申告書・決算書作成の指導までをサポートいたします。（決算代行は別途手数料を戴きます。）

記帳代行の効果は？

- ・経理事務の負担が軽減され、事業活動への集中が図れます。
- ・四半期ごとの売上、仕入れ、経費の支出状況を提示、経営の状況が把握できます。
- ・決算、申告、年末調整に関わる事務が大幅に軽減されます。
- ・計算が複雑な減価償却費の計算も簡単にできます。

記帳代行の対象は？

- ・当商工会議所の会員であり、かつ**個人の小規模事業者**の方
- ・現在、税理士の指導を受けていない方
- ・前年の青色申告特別控除前の所得が300万円以下の方
- ・青色申告者または青色申告希望者の方

記帳代行の手数料は？

毎月6,000円（消費税別）

※確定申告書・決算書の作成については、所得規模に応じて手数料が異なりますので、別途お尋ねください。

▼決算代行業務も承っております。

毎日帳簿（現金出納帳・経費帳・売掛帳・買掛帳等）を記入されている方で、確定申告書・決算書作成の指導をご希望の方についても、申込みを承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

【記帳代行に関するお問い合わせ先】 当所 振興課 まで TEL：0994-42-3135

世界各国から、
また日本各地から
多彩な「食料」を
安定供給します。



（南九貿易物流センター）

南九への製造
グリーンビジネスセンター
株式会社 南九
<http://www.nan9.com>

九州農産物で世界に羽ばたく!!



【現在の取引国】...

中国・台湾・韓国・タイ・ベトナム・フィリピン・南アフリカ・オランダ・アメリカ
メキシコ・チリ・ペルー・グアテマラ・オーストラリア・ニュージーランド・トンガ



新エネルギー事業



きこり花店

本 社：〒890-0047 鹿児島県鹿児島市下町9578番地5
TEL 0994-44-1860 FAX 0994-44-9925
福岡貿易部：〒813-0019 福岡市東区みなと香椎3丁目4-3
TEL 092-663-1860 FAX 092-663-3705
きこり花店の店：〒890-0047 鹿児島市下町9578番地5
TEL 0994-40-8277 FAX 0994-44-9925

会員さんの広場

Cafe&Bar 森の陽樹

〒893-0001 鹿屋市古前城町1-2
(マックスバリュリナシティかのや店の川向い)

【TEL】 0994-45-7215

【営業時間】 12:00 ~ 24:00

ランチ 12:00 ~ 17:00

カフェ 14:00 ~ 17:00

ディナー 17:00 ~ 24:00

【定休日】 火曜日・他

【駐車場】 無し (イベント広場駐車場等をご利用下さい)

【Instagram】 @morino_yoki



Cafe & Bar『森の陽樹』さんは今年4月にオープンしました。落ち着いたBGMと自由にのんびり過ごせる空間の中で、クラフトビールや自然派ワイン・スペシャルティコーヒーと、地元の食材をふんだんに使った料理・手作りのスイーツ・おつまみ等が頂けるお店です。

昼はランチ(スープ・サラダ・メイン)、夜はイタリア料理を中心に、カフェメニューも楽しめます。メインの美味しさは然ることながらスープやサラダにも店主のこだわりが詰まっています。一度は食べていただきたい絶品の一品が揃っています。

また、12:00から24:00まで通して営業していますので、是非みなさまのライフスタイルに合わせて気軽にお立ち寄りください。



商工会議所LOBO(早期景気観測) —2020年8月調査結果—

業況DIは、感染拡大の影響から足踏み 先行きも強い警戒感から、慎重な見方続く

○調査期間：2020年8月14日~20日

○調査対象：全国335商工会議所の会員2,133企業

(内訳)建設業：453 製造業：644 卸売業：319 小売業：558 サービス業：753

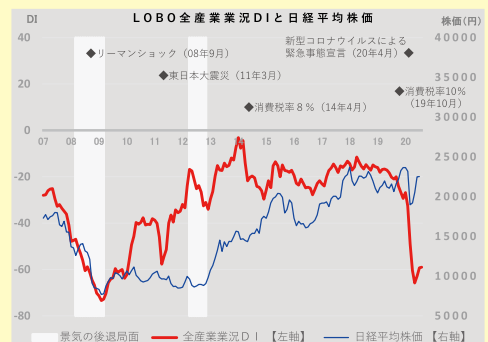
○ODI値とは：業況・売上・採算などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準としてプラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。

ポイント

8月の全産業合計の業況DIは、▲59.0と、前月比0.3ポイントの好転。新型コロナウイルスの影響による在宅時間の増加に伴い、飲食料品のほか、家具・家電などの需要も伸びている小売業や、公共工事に下支えされた建設業が堅調に推移した。一方、主に都市部を中心に感染が拡大する中、消費者のマインド低下や帰省・旅行の自粛、一部の自治体における飲食店への営業時間短縮の要請などが下押し要因となり、観光関連の業況は厳しい状況が続く。これまで経済活動の再開に伴い、持ち直しの動きがみられたものの、足元では感染拡大の影響から足踏みとなった。中小企業の景況感は依然として厳しく、回復に力強さを欠く。

先行き見通しDIは▲52.9と、今月に比べ6.1ポイント好転する見通し。自動車関連をはじめとする中国向けの輸出持ち直しへの期待感がうかがえるほか、ネット販売の強化やIT活用など新たな生活様式への対応を進める企業から前向きな声も聞かれる。一方、主に都市部を中心とする新型コロナウイルスの感染拡大への懸念から、消費者のマインド低下や資金繰りの悪化など、影響の長期化に対する警戒感が強まっており、先行きに対して慎重な見方が続く。

尚、影響が続く企業は63.2%と3カ月ぶりの増加となり厳しい状況が続くも、約4割の企業がIT投資を実施したとのこと。



税理士事務所での無料税務相談を実施しています!

相談会場 南九州税理士会・鹿屋支部の会員事業所

相談を希望される税理士事務所に電話予約をして下さい。

※詳しくはパソコン・スマホで
ホームページをご覧ください。

南九州税理士会

を検索・クリック!

税理士には、職務上の知り得た秘密を守る義務(守秘義務)が課されていますので、安心してご相談下さい。

税理士はあなたの暮らしのパートナー
南九州税理士会・鹿屋支部

新入職員座談会



今年入所の当所のニューフェイス、1月入所の鶴田主事と、7月入所の岩下主事の2人にインタビューを行いました。



総務課
鶴田 美鈴 主事



振興課
岩下 隆次 主事

— 趣味や特技について教えてください

岩下（以下、岩）：特技は野球です。ポジションはキャッチャーでした。趣味は旅行です。今は新型コロナウイルスの影響で行けなくなってしまいましたが、年数回は出かけていて、特に九州圏内はよく飛び回っていました。

鶴田（以下、鶴）：私は特技と呼べるものはないですが、趣味は散歩だと言い切れます！自然の中を歩くのはとても気持ちがいいです。ところで、私は高山出身でよくその近辺を歩くのですが、岩下さんはどちらのご出身ですか？

岩：内之浦です。実家は海から200mくらいのところにあります。それを聞くと、よく「釣りをやるんじゃない？」と訊かれるのですが、釣りはほとんどしたことがなくて（笑）

— 当所に入所しようと思ったきっかけは

鶴：以前は、日商簿記2級を持っていることもあり建築に関わる会社の経理をやっていました。しかし次第に、もっと自分のスキルや知識を高めたいと考えるようになり、商工会議所ならそれが可能なのではないかと思います。

岩：私はこれまでホテル、魚の養殖・加工会社で働いてきました。私も日商簿記2級を持っていますが、いまは活かしていきたくないと感じていたのと、経営に携わるような仕事をしたいとずっと考えていました。現在、講習会事業や創業スクールといった業務を担当しており、どちらも今の情勢的に開催が難しい部分もありますが、事業者の皆様のことを一番に考えてすすめていきたいと考えております。

鶴：私は、各種共済事業や特定商工業者法定台帳[※]の管理を受け持っていて、これまで触れたことのなかった分野なので先輩に教えてもらいながら日々勉強しています。商工会議所が資格試験の窓口になっているのは入所して初めて知ったことでした。また、生命共済の業務に携わる関係上、新型コロナウイルスの影響もとても気になる場所です。業務上、一部影響が出ているところがあり早く状況が好転してくれればいいなと思います。

岩：私も新型コロナウイルスの影響で、給付金関係についてたくさんのお問合せを頂いている状況です。今出ている情報をしっかりと把握し、最善の対応をしていきたいと考えております。

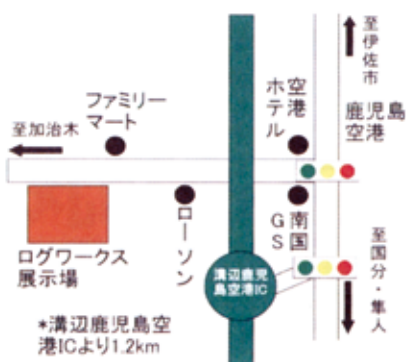
— 今後について

鶴：今までは内勤ばかりの仕事だったので、直接お客様と顔を合わせて接する難しさを感じていました。しかし、鹿屋の方の温かさを感じることが多く、皆様のお役に立ちたいと思う日々です。

岩：今後お客様と接する機会が増えていくと思われます。その中で、記帳指導や専門家派遣、補助金申請の支援といった商工会議所の会員サービスを適切にご提案し、会員の皆様のお役に立てよう頑張りますので宜しくお願い致します。

有難うございました。今後の二人の益々の活躍に期待したいと思います！

※特定商工業者法定台帳…地域の商工業の実態把握を行いデータ活用することを目的とした法定台帳を作成するべく、一定の規模を満たす事業主に、台帳への登録を依頼するもの。法律で定められているものであり、当所の会員・非会員を問わない。



鹿児島空港近くにある九州最大規模のログワークス住宅総合展示場。ログハウスをはじめ多種多様な個性的な木の家、全7棟をご体感下さい。

ログワークス株式会社吉留住設

HP: <http://www.logworks.jp> E-mail: info@logworks.jp

■鹿児島空港展示場

〒899-6404 鹿児島県霧島市溝辺町麓394

TEL0995-58-2607 FAX0995-58-4981

営業時間：10：00～18：00 定休日：水曜日

**LOG
WORKS**

2020年度 各種検定試験日程

検定種目		検定施行日	申込受付期間	受験料
珠 算	珠算能力(第220回) 段 位(第130回)	2020年10月25日(日)	9/7(月)～9/23(水)	段位 ・両方受験 2,950円 ・珠算のみ 2,550円 ・暗算のみ 1,220円
	下級・暗算(第113回)	2020年12月13日(日)	10/5(月)～11/11(水)	1級 2,340円 準1級 2,040円 2級 1,730円 準2級 1,630円 3級 1,530円 準3級 1,320円 4～6級 1,020円 7～10級 910円 暗算 910円
	珠算能力(第221回) 段 位(第131回)	2021年 2月14日(日)	12/7(月)～2021年1/13(水)	
インターネット 簿 記	1級～3級(第156回)	2020年11月15日(日)	10/1(木)～10/15(木)	1級 7,850円
	2級～3級(第157回)	2021年 2月28日(日)	12/21(月)～2021年1/28(木)	2級 4,720円 3級 2,850円
インターネット リ テ ィ ル マ ケー ティング (販 売 士)	1級～3級(第87回)	2021年 2月17日(水)	12/14(月)～2021年1/21(木)	1級 7,850円 2級 5,770円 3級 4,200円
	科目免除者(試験の一部免除)は、申込み時にその証明書(免除科目が明記されているもの)の写し(コピー)の提出が必要です。 【1級】科目別合格証明書【2・3級】養成講習会終了証明書、養成通信教育講座終了証明書、(3級のみ)商業経済検定試験の合格証書又は合格証明書			
か ご し ま 検 定	グランドマスター(第28回) シニアマスター(第41回) マスター(第43回)	2021年 2月 7日(日)	11/30(月)～2021年1/8(金)	グランドマスター 4,400円 シニアマスター 3,300円 マスター 3,300円
カ ラ ー コ ー デ ィ ナ ー	2級・3級(第49回)	2020年11月29日(日)	9/30(水)～10/16(金)	2級 7,480円 3級 5,340円
ビ ジ ネ ス 実 務 法 務	2級・3級(第48回)	2020年12月 6日(日)	10/6(火)～10/23(金)	2級 6,600円 3級 4,400円
福祉住環境 コ ー デ ィ ナ ー	2級・3級(第45回)	2020年11月22日(日)	9/24(木)～10/9(金)	2級 6,600円 3級 4,400円
環 境 社 会 検 定 (eco検定)	第 2 9 回	2020年12月13日(日)	10/13(火)～10/30(金)	級の設定なし 5,500円
DCプランナー 〔企業年金〕 〔総合プランナー〕	1 級(第26回)	2021年 1月24日(日)	※申込は「一般社団法人 金融財政事情研究会」のホームページよりお願い致します。 なお、申込期間、受験会場は各自ご確認ください。 http://www.kentei.ne.jp/planner	

※簿記・リテールマーケティング(販売士)検定はインターネット申込受付をしております。
 鹿屋商工会議所ホームページ<http://kanoya-cci.omega.ne.jp/service/main-nav03.html>よりお申込みください。
 ※カラーコーディネーター、ビジネス実務法務、福祉住環境コーディネーター、eco検定は、「東京商工会議所検定センター」へインターネットもしくは電話で直接お申込みください。
 東京商工会議所検定ホームページ <http://www.kentei.org/> TEL 03-3989-0777 (土日・祝日・年末年始を除く10:00～18:00)
 ※ネット試験は各地ネット試験会場です。
 ネット試験施行機関(各施行期間でネット科目の実施内容がこととなります。事前にお問い合わせください。)
 ・鹿屋ビジネス専門学校 〒891-2311 鹿屋市白水町281 TEL 0994-46-5088 FAX 0994-46-5123
 ・(有)KWS 鹿屋パソコンスクール 〒893-0064 鹿屋市西原4丁目9-11 TEL 0994-40-4158 FAX 0994-40-4178
 ※商工会議所検定情報ホームページ <http://www.kentei.ne.jp/>



24時間営業店舗

- ◆ 旭 原 店 ☎ 0994-40-1200
- ◆ 川 西 店 ☎ 0994-40-4500
- ◆ 西 原 店 ☎ 0994-40-3233
- ◆ 東 串 良 店 ☎ 0994-63-3000
- ◆ 高 山 店 ☎ 0994-65-7000
- ◆ 有 明 店 ☎ 099-471-6060
- ◆ 串 間 店 ☎ 0987-71-1866
- ◆ 焼肉こだわり館 ☎ 0994-41-0081



遺品整理のご相談、 承ります。



ご親族の死去にともなう遺品の整理。突然の不幸はどなたにでも起こり得ます。
カナザワは、故人の方の家財道具をはじめ、マンションの一室や一軒家丸ごとのお片付け、納屋等のお片付け、分別がわからずに手が付けられないものなど
遺品整理・処分のご相談を承ります。

遺品整理処理業務には一般ごみ等の許可が必要です。

弊社は遺品整理に関わる一般ごみの取り扱いに関する全ての許可を取得しております。



株式会社 **カナザワ**

お近くのカナザワまでお気軽にお問い合わせください。
<http://www.41-1717.jp/> ■ [recycle.kanazawa](https://www.facebook.com/recycle.kanazawa)

**かのやりサイクル
センター**

☎0994 (水道線沿い)
41-1717

鹿児島支店

☎099 (吉田IC近く)
246-9555

霧島支店

☎0995 (AZスーパー 近く)
42-8958